

**憲法を生かす県民が主人公の県政に努め
県民の命とくらしを守る予算に**

2020年度滋賀県予算にあたっての重点政策要望

2019年11月20日

滋賀県知事

三日月 大造 様

日本共産党滋賀県委員会 県委員長

石黒 良治

日本共産党滋賀県議会議員団

節木三千代

杉本 敏隆

松本 利寛

黄野瀬明子

はじめに

安倍自公政権とその補完勢力に、野党と市民の共闘が対決し、安倍政権を終わらせて野党連合政権への道を開く、日本の政治の新しい時代が到来しています。

7月におこなわれた参議院選挙では、全国すべての1人区で野党統一候補がたたかい、10選挙区で自民党との一騎打ちに勝利し、滋賀では野党統一候補の嘉田由紀子さんが勝利しました。その結果、自民・公明・維新など改憲勢力の参議院での議席を改憲発議に必要な3分の2割れに追い込み、自民党を参議院での単独過半数から大きく割り込ませることになりました。

にもかかわらず、安倍晋三首相は、「2020年までの改憲」に執念を燃やしています。9条に自衛隊を明記し、海外での戦闘に無制限に参加させる自民党改憲案を準備し、発議を狙っています。憲法違反の安保法制のもと、滋賀県では高島市饗庭野演習場で今年2回目の日米合同演習が行われようとしています。

また、安倍政権は、国民の暮らしの悪化や、景気と経済を壊すこともかえりみず、2度にわたり消費税の大増税を強行しました。地域経済を担っている中小企業をさらに疲弊させ、格差と貧困に追いうちをかけています。また、アメリカとの貿易協定締結は、農畜産業に壊滅的打撃をもたらそうとしています。

全国の公立・公的病院424か所、滋賀では5か所を名指しで、病床削減、統廃合などを求めています。国民健康保険料の連続引き上げや、介護保険料引き上げ・サービス縮小などの社会保障の改悪を狙っています。

こうしたもとで、地方自治体は、安定した雇用と賃上げで暮らしを応援し、中小企業を支援して、地域経済を活性すること、高齢者・障害者福祉の充実、子育てや若者支援で県民の暮らしをささえる役割を果たさなければなりません。

しかし、三日月知事は、消費税増税には賛成の姿勢を示しています。滋賀県政は、国民健康保険料の統一化を率先してすすめ、高い国保料（税）を市町に押し付けています。今年度から始まった「行財政改革」は、子ども食堂の補助廃止や商工会議所の補助削減など県民にかかる事業582項目を廃止・縮小し、収支不足を理由にさらに削り込もうとしています。

また大戸川ダム本体工事の早期整備を国に求め、2024年の滋賀国体には500億円を超える巨費を投入しようとするなど、大型公共事業優先、大企業優遇の「安倍政権直結県政」となっています。

来年度予算編成にあたっては、滋賀県が国の悪政の防波堤となって、「住民福祉の向上」の自治体本来の役割を發揮することを強く求めるものです。

よって国体に名を借りた大型施設整備は削減し、県民犠牲の「行財政改革」は中止し、暮らし・福祉・教育優先へ予算を重点配分すること、地域経済の主役である中小企業を応援し、農林水産業の振興を図ることを求めるものです。以上の立場から、憲法を生かす県民が主人公の県政に努め、命と暮らしを守る予算を強く求めるものです。

1 安倍政権の暴走に追随せず、憲法と平和、暮らしを守ること

- ① 憲法 9 条に自衛隊を明記する自民党の改憲案は、これまでの日本の政治のあり方を根本から覆すものです。地方自治体にとっても県民の生命・財産や安全を大きく脅かすことになることから、9 条改憲には明確に反対を表明すること。
- ② 消費税10%増税による県民の暮らしと滋賀県経済への影響調査を行うとともに、5 %への引き下げを国に求めること。大企業や富裕層への応分の負担で社会保障や教育の財源の確保を求めること。さらに2023年からのインボイス制度導入は、小規模事業者を商取引から排除を促す制度であり、中小零細企業の経営支援の上からも、導入を中止するよう国に求めること。-
- ③ 日本政府に対して「核兵器禁止条約」を批准するよう求めること。
- ④ 実施が延期された大学入試英語の民間試験導入は、内容や経済的負担などさまざまな問題点をはらんでいるため、国に対して中止を求めること。
- ⑤ 勤務時間を年単位で管理する「変形労働時間制」の導入を柱とする教職員給与特別措置法の改正は行わないよう国に求めるとともに、正規教員の増員を行うこと。
- ⑥ 国の「再検証」による病院名公表を撤回し、病床削減ありきの公立・公的病院再編統合の押しつけをやめるよう国に求めること。
- ⑦ 12月におこなわれる高島市饗庭野演習場の日米共同訓練における実弾演習や、MV-22オスプレイの飛来に住民からはつよい不安と訓練の中止を求める声が出されている。今回おこなわれる米海兵隊との実動訓練（フォレストライト）は、オスプレイの訓練移転を組み込んだ事業として実施されようとしており、饗庭野演習場を中心として、基地を固定化しオスプレイの訓練を恒常化しようとするものであり断じて認められない。知事としてつよく反対すること。また日米地位協定の改定を求めること。
- ⑧ 陸上自衛隊大津駐屯地のヘリ離発着訓練の中止を求めること。市街地上空の陸自ヘリの飛行をやめるよう求めること。
- ⑨ T P P 11は昨年12月、日EU-EPAが今年2月に発行。日米貿易協定は臨時国会で承認されれば来年1月にも発行されようとしているが、日米貿易協定の「TPP 水準」を超える可能性もあり、TPP11（アメリカを除く環太平洋連携協定）、日EU-EPA（欧州との経済連携協定）と、日米貿易協定で、県内の農産物の算出額が61億2000万円減少する恐れがあることが、JA滋賀中央会の試算で明らかになっている。県内の農業、酪農・畜産業に甚大な影響をもたらし、食料主権をはじめ日本経済の主権を売り渡すことになり、即時中

止を国に求めること。

- ⑩ 米農家の命綱である戸別所得補償の復活とともに、農産物価格と農家所得を下支えする価格保障制度の確立を国に求めること。米づくり農家の経営を守り、農業の多面的価値を守るためにも、米の需給調整に責任を持つよう、国に強く要求すること。環境こだわり農業への国の交付金を充実するよう求めること。
- ⑪ 滋賀県の農業を守るために、現在 6 野党で共同提出している「主要農作物種子法復活法案」の制定を求めること。
- ⑫ 基礎年金を 7 兆円も削減する「マクロ経済スライド」をやめ、「減らない年金」となるよう国に強く求めること。
- ⑬ 75 歳以上の高齢者の医療費窓口負担の 2 割への引き上げをやめ、高齢者に差別と高負担を押しつけている後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めること。「健康診査」については、国のプログラムが 2018 年度から変更されていることをふまえ、健診通知のあり方を広域連合として抜本的に改善すること。
- ⑭ 65 歳以上の障害者がこれまでどおりの障害者サービスが利用できるよう「介護保険の優先原則」の撤廃を国に求めること。
- ⑮ 要介護認定の要支援、要介護 1・2 の人の保険給付外しや、福祉用具貸与の原則自己負担化など介護保険の改悪をやめるよう国に求めること。
- ⑯ 琵琶湖保全再生法にもとづいて国の役割を明確にし、抜本的な予算措置を求めること。
- ㉑ マイナンバー制度の適用の拡大をやめること。自治体が多額の負担を強いられ国や自治体が国民 1 人 1 人を管理し、課税強化と社会保障の削減をねらいとしており、情報流出は歯止めがないマイナンバー制度の廃止を国に求めること。

2 原子力安全対策の抜本的強化と根本的な原発防災は「原発ゼロ社会の実現であり、これを推進すること。

- ① 関西電力による原発マネーの還流疑惑の徹底究明を求める。高浜原発 3 号機および大飯原発 3・4 号機の即時運転停止を国と関西電力に求めるとともに、今後の原発再稼働と老朽原発の運転延長に反対しすべての原発を廃炉にするよう国に求めること。分散型・自然エネルギー、再生エネルギーへの転換を強めること。2030 年に電力の 20~22% を原発から供給することを目標にする第 5 次エネルギー基本計画の撤回を求める。
- ② 滋賀県原子力防災計画を抜本的に見直し、「安定ヨウ素剤」の備蓄を行うこと。県内学校給食における食材の放射線測定を行うこと。

- ③ 野党により共同提案された「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（通称：原発ゼロ基本法案）」が制定されるよう県として最大限の働きかけを行うこと。
- ④ 原発の廃炉、使用済み核燃料の安全管理の見通しがたつまでの間、地域と住民の安全を確保するため、原発立地自治体と同様の「原子力安全協定」を原発事業者と締結すること。原発事故情報の収集、環境放射能モニタリング、退避および避難計画、緊急時医療・汚染の除去等、過酷事故に備えて策定している「原子力防災計画」の再検証を行い、抜本的に見直すこと。

3 県財政を圧迫する巨額の国体施設整備費は削減し、県民の福祉・暮らしを削る「行財政改革」は中止を

- ① 2024 年、滋賀県で開催される国民スポーツ大会は、開催基準要綱細則にかかる「既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域のスポーツ振興への有効な活用を考慮し、必要最小限にとどめること」を念頭に、「滋賀の未来に負担を残さない」という基本方針を堅持すること。
- ② 既存施設を活用し、国体終了後に活かせる施設整備をおこない、県民のスポーツ振興に努めること。
- ③ 100 億円にも及ぶ草津市立プールは見直し、競技人口の少ない飛び込み競技は広域開催でおこない、費用縮減に努めること。
- ④ 200 億円を超える彦根主会場整備は白紙に戻し、皇子山陸上競技場（大津市）を使用するよう検討すること。
- ⑤ 県立体育館の移転新築が、PFI 方式で進められようとしているが、114 億円を超える多額の費用が見込まれている。将来不採算になれば将来県民の負担となる。また利用料の値上げもおこなわれることから、いったん白紙に戻し、県民の合意で、現県立体育館の改修や改築で県民のスポーツ振興を図ること。
- ⑥ 総合優勝を目的に、選手養成のために無理な教員採用や異動はやめ、特定の年齢や能力の子どもを「ターゲット」とするやり方をやめること。
- ⑦ 子ども食堂への補助金廃止など 582 項目に及ぶ事業を縮小・廃止する「行財政経営方針」は中止すること。

4 福祉・暮らしを守る県としての役割の発揮を

- ① 子どもの暮らしの実態について、県として子どもの貧困調査をおこなうこと。
- ② 県として、子どもの医療費助成を中学校卒業まで拡大すること。
- ③ 療育手帳 B 保持者の医療費助成は、県が責任をもって行うこと。
- ④ 県内の 1000 人を超える保育園待機児童の解消へ、認可保育所の増設と保育士の確保のために公民格差の解消などで処遇改善に取り組むこと。
- ⑤ 安心して子どもをあずけることができるよう、109 カ所の認可外保育施設が一刻も早く認可外施設監督基準を満たし、認可保育園へ移行するようつよく指導すること。
- ⑥ 保育をもうけの対象にする企業主導型保育事業所を規制すること。
- ⑦ 0 歳から 3 歳児の副食費や保育料の無償化を国に求めるとともに、県と市町が共同して、0 歳から 3 歳児の副食費や保育料の無償化を行うこと。
- ⑧ 子どもを対象にしたインフルエンザ予防ワクチン接種に対して補助を設けること。
- ⑨ 学童保育は、「1 つの支援の単位に 40 人」という適正規模以内を守って保育が実施できるよう、施設や設備の拡充につながる財政支援をおこなうこと。定員以上の規模で保育を実施している市町に対しては、「放課後児童クラブ運営指針」にそった運営や育成支援がおこなわれるよう市町と連携して学童保育の整備につとめること。
- ⑩ 学童保育指導員の国の処遇改善事業は国負担 3 分の 1 であり、活用している自治体はわずか 2 割にとどまっている。指導員の大半が非正規という不安定雇用の上で、低賃金、社会保険に未加入など劣悪な労働条件のままであることから、国への財政措置を拡充し、指導員の正規化など抜本的な処遇改善を図ることを求めるとともに、学童指導員の役割にふさわしい待遇や身分保障がされるよう県としても対策を講ずること。
- ⑪ 子ども家庭相談センターの専門職員を増やすこと。身近に対応できるように、東近江圏域にも新たに児童家庭相談所を設置すること。相談者からの連絡にすぐに対応が求められるため、職員の居住地にも合理的配慮をおこなうこと。
- ⑫ 乳がんの早期発見のために定期検診と「自己検診」の啓発をすすめること。
- ⑬ 加齢に伴う難聴のための補聴器購入費用について国に求めるとともに県として助成制度をつくること

《国民健康保険》

- ⑭ 国民健康保険料（税）を「協会けんぽ並み」に引き下げるために、全国知事会が求めるように公費投入を1兆円に引き上げるよう国に求めること。
- ⑮ 県独自の補助をおこない、高すぎる国民健康保険料（税）は、1人1万円引き下げるのこと。
- ⑯ 負担能力に関係なく世帯人数に負担を課す「平等割」、子どもが多い世帯ほど保険料が高くなる「均等割」は、なくすよう国に要望するとともに、県が市町と共同して負担軽減をはかること。
- ⑰ 保険料（税）の値上げのなる「国民健康保険料（税）の統一化」はやめること。厚生労働省は「できる」としているだけであり、「払える国保料（税）」にするための一般会計からの繰入も「できる」ことを認めている。今後も市町の裁量でおこなうことを認めること。
- ⑱ 国民健康保険料（税）などの収納率を上げることを第一とする対応を改めて、他部局と連携して、生活支援をおこない、命にかかる保険証の取り上げや、差し押さえをやめること。

《介護・医療》

- ⑲ 特別養護老人ホームの待機者は6,000人に及ぶ。現状を開拓するために、県が積極的に整備を推進すること。
- ⑳ 介護保険料は3年ごとに引き上げられるたびに収入未済が増えて、利用料の負担が重く、介護保険の利用制限がすすんでいることから、保険料・利用料の負担の軽減を図ること。
- ㉑ 大幅な病床数削減の滋賀県地域医療構想を各医療圏域に押しつけず、地域の実態に見合って必要な病床は確保すること。
- ㉒ 医師の地域偏在をなくすため、県が医師確保支援の責任を果たすこと。不足する医師の確保のために、医師を補助するクラーク人材確保、医療機器購入、研修費などの補助を行うこと。
- ㉓ 県内の看護師の勤務実態を把握すること。夜勤回数の制限やインターバル規制など労働環境改善を前提とした大幅な増員で看護師の確保を推進すること。

《生活保護・障害者》

- ㉔ 精神障害者の入院医療費や他科受診の医療費などを、他の障害者同等に福祉

医療費助成制度を適用し、負担を軽減すること。

- ㉕ 生活保護は、憲法で保障された権利として、各福祉事務所において口頭での申請も可能であることも明記するなど「しおり」の改善をすすめるとともに、申請があれば必ず受け付けること。「しおり」・申請書は、福祉事務所の窓口におくよう求めること。
- ㉖ 介護労働者の賃金の大幅引き上げを国に求めるとともに、独自の支援をおこなうこと。10月からの介護労働者等特定処遇改善加算は、制度の主旨を踏まえ、対象の労働者の処遇改善に結びつくようAグループの扱いなど柔軟にすること。
- ㉗ 県立近江学園は、早急に人員を増やし体制を整えること。近江学園の建て替えは、PFI方式をやめて、県が責任をもって整備すること。
- ㉘ 手話言語条例を早期に制定し、聴覚障害者が社会の中で自立した生活ができるよう手話の普及、手話通訳者の養成に努められたい。
- ㉙ 県独自の予算をふやし、障害者のグループホームや生活ホームの整備を急ぐこと。障害者の食住分離の原則を守ること。
- ㉚ 県として障害者の働く権利を守るため、積極的に雇用するとともに、それぞれの障害者の特性に応じた多様な働き方を実現していくために、合理的配慮ができる人員体制を整えて、職場環境を改善すること。

5 地域経済の主役・中小企業への支援を拡充すること、正規雇用の拡大と、人間らしく働ける「雇用のルール」の確立を図ること

- ① 循環型の地域経済として経済波及が大きい住宅リフォーム助成制度を県の制度として拡充すること。その際、県産木材使用や省エネ・再生エネルギー普及、バリアフリー対策、水害・防災対策など推進すべき政策を幅広く位置付けて実施すること。防災対策の一環としてブロック塀の撤去、改修についても対象とすること。また商店街や小規模商業設備のリフォーム助成制度を創設すること。
- ② 公共事業の執行や公共施設の運営にあたっては、自治体本来の役割を放棄し、過大な税金の支出につながりかねない、PPP、PFIの活用を改め、最大限、県の責任で執行できる体制をつくること。
- ③ 「残業は週15時間、月45時間、年300時間まで」という大臣告示の法制化、最低11時間のインターバルの確保など、労働基準法の改正を国に求めること。
- ④ 消費拡大のカナメとなる、働く人の最低賃金をただちに時給1,000円に引き上げ、1,500円をめざすよう国に求めること。中小零細企業には賃金助成や社会保障料減免を国に求めること。

- ⑤ 地域経済の循環を促進し、公正公平な公契約制度を確立する「公契約条例」を早期に創設すること。県発注の公共工事・業務委託を通じて、関係労働者の暮らしを改善し、格差と貧困の解消を図り、地域経済の拡充につなげること。
- ⑥ 県中小企業活性化条例に「家族経営」をしっかりと位置づけること。中小零細業者を含む全事業所を対象に実態調査をおこない、中小零細業者への支援をすること。
- ⑦ 中小零細業者は、消費税 10%に引き上げられたことによりさらなる資金繩りに苦慮されている。制度融資にあたって、消費税完納要件をはずすこと。大津市取り組んでいる年末融資を県下の各市町でも取り組まれるよう指導すること。
- ⑧ 県発注の公共工事の地元企業への発注を引き上げること。特に県立学校のエアコン設置は地元中小業者を優先して発注すること。
- ⑨ 若者を使いつぶすブラック企業、ブラックバイトなどは、関係機関と連携を強化して是正を求める。県として「ブラック企業規制条例」をつくること。
- ⑩ 非正規雇用の正規化をすすめるために、中小企業の正規雇用拡大に対して補助制度を創設すること。
- ⑪ 「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働組合法」など人間らしく働くことの基本となる労働者の権利が学べるよう、関係機関と連携して、中学校・高校生などを対象にした「労働講座」を学校の事業の一環として実施すること。
- ⑫ 県職員の人員を増やさない「働き方改革」ではなく、長時間労働の是正には定数を増やして、男性も女性も安心して働けるワークライフバランスのとれた働き方に改善をして、県民サービスの向上に努めること。
- ⑬ 教職員の定数を拡大し「教職員の働き方改革」を進めること。
- ⑭ 県職員の人員を増やさない「働き方改革」ではなく、長時間労働の是正には定数を増やして、男性も女性も安心して働けるワークライフバランスのとれた働き方に改善をして、県民サービスの向上に努めること。
- ⑮ 家族従業員の自家労賃を認めない所得税法 56 条の廃止を国に求めること。

6 農林水産業への支援をつよめ、暮らし応援で地域経済の活性化を

- ① 農林水産業における新規就業者、定年帰農者を増やす対策を抜本的に強めるとともに、後継者や集落営農組織への手厚い支援対策をとること。
- ② 農林水産業にかかる「行財政経営方針原案」による事業の縮小・廃止はやめること。
- ③ 山間集落活性化を促進するための山村等活性化事業の補助金を増額すること。
- ④ 獣害対策を強めること。防護柵資材の県独自の支援策を講じ、県の責任で広域的な防護柵の整備をおこなうこと。
- ⑤ 集落営農組合の経営安定化に向け、積極的な支援をすること。
- ⑥ 家族農業・小規模農業への本格的な支援を国に求めるとともに、県としても取り組むこと。
- ⑦ アユ・ニゴロブナ・セタシジミ資源の安定した再生産のための研究と対策を抜本的に強めること。湖産アユの県外普及の拡大を図ること。
- ⑧ 水産試験場の改築、施設整備の充実を早期にすすめること。
- ⑨ 信楽窯業技術試験場の県の施設として、県が取得する立場ですすめること。

7 どの子も伸ばす教育の保障を

- ① 中学校給食をすべての市で実施するとともに、学校給食を無償化するために県として各市町に補助をおこなうこと。
- ② 給付型奨学金制度の拡充を国に求めるとともに、県独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- ③ 市町における就学援助制度の基準を引き上げることを奨励するため、県が基準を設け、一定の補助を行うこと。制度利用条件の「経済的にお困りのご家庭に」などという文言は、あいまいであり、利用抑制につながっている。どんな条件で利用できるのかわかる具体的な条件標記に変え、周知を図るよう市町を指導すること。
- ④ 児童・生徒数が急増している特別支援学校について、国に適切な設置基準を求めるとともに、当面は県独自の基準を定めること。湖南地域の児童生徒数の急

増に対して、特に過密化する草津養護学校は早急に分離新設を検討すること。野洲養護学校のマンモス化を解消すること。老朽化した施設整備を改修すること。不足する特別教室を増やすこと。

- ⑤ 特別支援学校の大規模化を放置していることで教員配置率が低下し、児童生徒の事故やケガが頻発し、安全が守れないほどの事態が起きている事実を認識しただちに改善策をとること。子どもたちの教育を保障し、安全を確保するため定数を改善し、教員の増員を図ること。
- ⑥ 医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障のため、看護師を配置したスクールバスなどで県教育委員会が責任をもっておこなうこと。
- ⑦ 野洲養護学校の寄宿舎入舎対象者について、法的根拠のない「入舎の技術的基準」を撤廃し、必要とする子どもが入舎できるよう迅速に対応すること。
- ⑧ 対象となる児童生徒を縮小した「病弱教育巡回訪問指導教員派遣事業」は、これまでどおり全県を対象にし、「教育の機会均等」に照らして県として責任をもつこと。
- ⑨ 守山養護学校の新校舎建築にあたり、これまでどおりの病弱教育の専門性を維持・発展されるよう、具体的な内容については、当該校の意見を尊重とともに、保護者の声が反映されるよう意見を聞く機会を設けること。
- ⑩ 全国的に見ても少なすぎる県の教育予算を増やし、トイレの改修など教育環境を改善すること。特別支援学級においては、学級定員を4人に減らすこと。
- ⑪ 特別支援学校に専攻科を設置し、障害がある青年の教育を保障すること。
- ⑫ 小中学校の35人学級の実施については、単級の学年で「20人以上」の下限を完全に撤廃し、県の責任で教員の加配をつけること。少人数学級を高校まで実施すること。教職員の確保は正規雇用ですすめること。
- ⑬ 過酷な競争教育をさらに強める全国一斉学力テストの廃止を国に要求すること。
- ⑭ 教職員の異常な長時間労働を是正するため、教員の持ち時間数を減らすために、教職員の定数を増やすこと。業務改善等に関する「文科省通知」（2018年2月9日）にもある事項も含め、諸施策の大胆な見直しで業務を削減すること。その一環として県独自の「学びの確認テスト」は廃止すること。部活動の負担軽減をすすめること。教職員の働くルールを確立するため、時間の把握と健康管理のための責任ある体制をとること。非正規職員の正規化と待遇改善をすすめること。
- ⑮ 全国で低位にある1人あたりの私学助成を増額すること。

- ⑯ いじめ・体罰の根絶に全力をあげること。子どもの訴えを受け止めることのできる教育条件を整備し、子どもたちの自主的、自治的な行動を支援し、地域に支えられる学校づくりをめざすこと。ブラック校則はなくすこと。
- ⑰ 新学習指導要領の実施にむけて、英語（外国語）の加配を各学校に配置すること。
- ⑱ 県の高校などの奨学金貸与制度を抜本的に改善すること。納付に間に合わない貸与開始を改善すること。延滞金利息の10・75%は抜本的に引き下げる。返還しなくてもよい給付制の奨学金を創設すること。高校授業料の完全無償化を実施すること。
- ⑲ 普通科の全県一学区制度は、受験戦争の激化、遠距離通学の増加、受験の南下傾向を助長し、北部の高校の生徒数の減少をさせ、地域の衰退をもたらしている。一刻も早く廃止し、従前の通学区域制に戻すこと。公立高校の募集定員は、実態にみあつた定員に改めること。
- ⑳ 国が教育の場に「愛国心」など特定の価値観を持ち込むことに反対し、子どもたちに普遍的な市民道徳が身につけられるようすること。
- ㉑ 県立大学の運営費交付金は、基準財政需要額比で全国最低クラスであり、抜本的に拡充すること。県内学生優遇制度、学生寮の設置に取り組むこと。
- ㉒ 県立大学の授業料減免を国立大学なみにすること。高等教育の修学支援制度導入によって、大幅に対象が縮小されようとしているが、縮小せずに、拡大すること。

8 気候変動による異常気象のもとで、防災・減災対策の抜本的な強化を図るとともに、被災者に寄り添った支援を

- ① 近年の地球規模による異常気象による災害をリアルにとらえ、従来の延長線上での防災対策を抜本的に見直し、抜本的な防災・減災対策を講じること。
- ② 「ハザードマップ」については、その精度を引き上げるとともに河川の決壊・越水洪水の予測だけでなく内水面氾濫対策についても強化すること。また市町と連携し、避難所の位置や機能についても再検証し万全を期すること。
- ③ 流域治水を名実ともに推進するために「遊水地の検証」「霞み堤の機能」や「2重堤の機能」などを上流から下流まで県内河川の防災対策を再検証すること。
- ④ 「ダムの治水機能」に限界があることがこの数年の豪雨災害によって明らかになった。そのもとで大戸川ダムについては、きっぱりと中止すること。堤防の破堤防止・越水破堤防止・内水氾濫対策・流下水量の拡大強化などダムに頼ら

ない河川整備をすすめること。

- ⑤ 河川改修の促進と河川整備は喫緊の課題である。特に河床に堆積した土砂の浚渫、雑木林の除去対策を進めること。計画通り河川整備がすすむよう土木事務所などの職員を大幅な増員すること。
- ⑥ 記録的短時間大雨など、ゲリラ豪雨に対応するため、道路や住宅の冠水対策に万全を期すこと。
- ⑦ 消防職員数は、政府つくった不十分な「基準」にてらしても、滋賀県の充足率77・7%で、497人も足りていない。消防や自治体など地域の防災力を高めるために、消防職員を増やすこと。
- ⑧ 今後も連続する災害が予想されることから、総合的な防災対策の抜本的強化をはかること。そのための被災者生活支援法の見直しを国に求めるとともに、独自の災害家屋対策の拡充、生業支援・農林水産業支援策を見直し、拡充をはかること。
- ⑨ 土砂災害の危険区域の指定基準を見直し、戸数の少ない地域も含めること。また土砂災害危険個所の改修工事予算を緊急性に見合った予算拡充を行うこと。
- ⑩ 土砂の埋め立て等を規制する県土砂条例をつくり、市町と共同して地域の安全を守り、琵琶湖の環境を守ること。

9 琵琶湖の保全・再生のために

- ① 琵琶湖の保全・再生にあたっては、「琵琶湖総合開発事業」をしつかり総括して教訓をくみ取り、環境保全を最優先でおこなうこと。
- ② 水草の異常繁殖やオオバナミズキンバイなど外来植物の拡大に対し、「国民的資産」としての琵琶湖を守る立場から、国策としての研究および駆除事業を抜本的にすすめること。
- ③ 琵琶湖の水産資源の保護・増殖のため、外来魚やカワウの駆除対策予算および資源増殖予算の抜本的増額をはかること。
- ④ 農業排水は循環利用するなど琵琶湖への濁水負荷を軽減すること。
- ⑤ 瀬田川洗堰の水位操作は、水害対策と琵琶湖の生態系保全を考慮したものにあらためるよう求めるこ。

10 住み続けたい「ふるさと」を守るために

- ① 県内のどこにいても、住み続けられるよう公共交通の利便性を高めるため、県として独自の対策を市町と協力をしておこなうこと。
- ② 子どもの安全を守るため、通学路や園児移動経路など総点検にもとづく安全対策を急ぐこと。道路管理者と連携した取り組みを行うこと。歩行者優先の道路整備を行うこと。
- ③ 県の窓口、医療や福祉、防災対策など行政サービス縮小をやめ、地方事務所に必要な県職員を配置すること。市町の支所機能の充実を支援すること。
- ④ 県管理の国道及び県道の歩道の除雪をおこなうこと。
- ⑤ JR など公共交通機関が安全で便利に利用できるよう充実すること。湖西線の強風による臨時停止で代行バスも出ない状況の解消、駅のバリアフリー化に積極的に取り組むこと。ホームドアの設置、点字ブロックの改善など視覚障害者へのバリアフリー化対策を強めること。
- ⑥ 湖西線の経営分離をおこなわないよう国とJRに引き続き求めること。
- ⑦ 草津線の複線化を促進すること。
- ⑧ 政府の政策パッケージ通りの「地方創生」事業を見直し、県民の暮らしを直接応援し、地域を守る真の地方創生事業に取り組むこと。
- ⑨ 太陽光発電施設開発計画については、環境省が「法アセス」を検討している。県として乱開発とならないよう指導すること。また「地元合意」についても充分実態をふまえて対応すること。
- ⑩ 県道の維持管理、特に道路瑕疵につながる舗装断面の凸凹、亀裂などは緊急に改善されたい。また白線が消えかかっている道路が多い。道路維持管理経費を増額し、交通安全対策としても早急に点検し、緊急度の高いところから改善されたい。
- ⑪ 新名神甲南パーキングから甲南インターチェンジへの流出路を新設すること。
- ⑫ 琵琶湖大橋に、早期に無料化を図ること。またETC導入に伴って、回数券が利用できなくなるが、現行通りとすること。
- ⑬ 近江鉄道の存続に向けて、県の役割を十分發揮すること。
- ⑭ 同和事業は終結し、県民に必要とする事業は一般施策に転換すること。

11 ジェンダー平等の社会をめざして

- ① ジェンダー平等社会の実現にむけた本格的な取り組みを行うために、性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例の実現など取り組むための体制をつくること。またセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど人権侵害であることを周知徹底し、根絶に向けた取り組みを強めること。

以上